

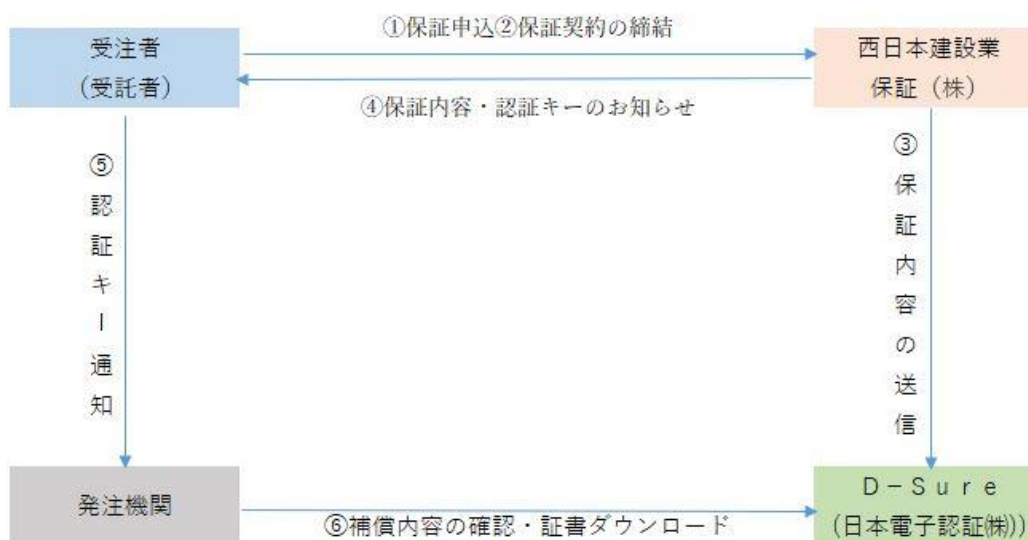
佐賀東部水道企業団が発注する工事及び委託業務における前払金保証について、令和7年1月1日以降に契約締結を行うものから、電子保証証書を活用した前払金請求を可能としました。

※従来どおり、紙による提出も可能です。

### 「前払金保証証書」の電子化について

受注者(又は受託者)の皆様は、保証会社が発行する「電子認証にかかる「認証キー」のお知らせ」を発注機関に提出することで、「前払金保証証書」を郵送または持参する必要がなくなります。

### 電子保証証書を活用した前払金請求の流れ



- ①受注者(受託者)は、保証会社へ前払金保証申込みを行います。
- ②受注者(受託者)と保証会社は、前払金保証契約を締結します。
- ③保証会社は、当該保証内容を日本電子認証(株)が管理するプラットフォーム(以下「D-Sure」という。)に送信します。
- ④保証会社は、受注者(受託者)へ「保証内容及び認証キー」をお知らせします。※「電子証書にかかる「認証キー」のお知らせ」を交付します。
- ⑤受注者(受託者)は、「前払金請求書」に、「電子認証にかかる「認証キー」のお知らせ」を添付し、発注機関へ提出します。
- ⑥発注機関は、「D-Sure」にアクセスし、「前払金保証証書」をダウンロードし前払金支払い手続きを行います。